

岐阜労働局発表
平成27年7月30日

担 当	労働基準部 労災補償課
	課長 工藤 信
	労災管理調整官 鈴木 英夫
	電話 058-245-8105 FAX 058-240-8901

岐阜労働基準監督署における文書の誤廃棄について

岐阜労働局（局長 本間之輝）は、岐阜労働基準監督署（署長 松宮利光）において発生した個人情報を含む書類の誤廃棄について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

岐阜労働基準監督署（以下「岐阜署」という。）において、保存期間（平成27年3月31日）は満了したものの内閣総理大臣の廃棄に関する同意が得られていない文書を廃棄する事案が発生した。

廃棄文書は、下のとおり行政文書ファイル名で8件（※）あり、いずれにも請求人等の氏名が記載されていた。なお、誤廃棄した文書の枚数に関する記録はなく、紛失した個人情報の数は不明である。

（※）誤廃棄した行政文書ファイル

- ①証拠書類（支払決議書）（2009年度）
- ②援護費転帰・追給・回収リスト綴（2011年度）
- ③支払調査票（2011年度）
- ④請求書未処理状況調綴（2011年度）
- ⑤他局署調査依頼・回答綴（2011年度）
- ⑥保険給付に関する実地調査復命書綴（2009年度）
- ⑦療養の給付請求書支払決議書（2009年度）
- ⑧求償権取得完結綴（2009年度）

2 事実経過

（1）平成27年6月30日

岐阜労働局に個人情報開示請求があったことから、岐阜署に対象文書を送付するよう指示したところ、岐阜署から、送付すべき文書の一部は保存期間が平成27年3月31日に満了したためすでに廃棄したと回答があった。

（2）平成27年7月17日

岐阜労働局では、上記廃棄文書について、内閣総理大臣の廃棄に関する同意文書がないことが判明した。念のため、本省に内閣総理大臣の廃棄に関する同意が得られているか照会を行った。

(3) 平成27年7月22日

本省から上記(2)の照会に対し、上記廃棄文書には内閣総理大臣の廃棄に関する同意が得られていないとの回答があり、誤廃棄が発生していたことを確認した。

3 原因

- (1) 内閣総理大臣の廃棄に関する同意が得られた文書に係る廃棄作業の際、廃棄文書リストと文書の照合について、通達で管理者としている職員A（4月以降は職員C）及び補助者として指名した職員Bの双方とも当該照合を行わなかったこと。
- (2) 廃棄のための文書の選別作業を管理者と担当者の複数名で行わなかったこと。

4 再発防止策

(1) 岐阜労働基準監督署

平成27年7月24日、岐阜署長より全職員及び非常勤職員に対して本事案の概要を説明するとともに、今後、文書廃棄作業を行うに当たっては、管理者は事前に関係者全員が参画する会議を開催し、①廃棄対象文書の確認、②役割分担等の打合せを確実に行うこととした。

(2) 岐阜労働局

平成27年7月22日、岐阜署以外の6署に対して本事案と同様の誤廃棄がないことを確認した。

また、平成27年7月28日、管内すべての労働基準監督署長に対し、労災補償課長名による事務連絡を発し、文書廃棄に当たっては、管理者と担当者の複数名で廃棄文書リストと文書の照合を行うこと、公文書等の管理に関する法律の周知を図った。

さらに、岐阜労働局各課室長及び管内のすべての公共職業安定所長に対し、本件事案の概要を周知するとともに同様の誤廃棄が発生しないよう注意喚起を図ることとした。

以上